

牟岐町
第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
牟岐町

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 子ども・子育て支援をめぐる近年の動向.....	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画策定の体制・方法.....	4
5 計画期間.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	5
1 本町における人口と子ども人口の状況.....	5
2 子育て世帯の状況	6
3 就労・未婚率	7
4 保育サービス、教育機関の状況	9
5 アンケート調査結果	10
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 基本理念.....	17
2 基本的視点.....	17
3 基本目標.....	18
4 施策体系図.....	19
第4章 基本施策の展開.....	21
基本目標1 地域における子育て支援	21
基本目標2 親と子の健康の確保と推進.....	24
基本目標3 要保護児童への対応等きめ細やかな取組の促進.....	29
第5章 子ども・子育て支援事業の展開.....	31
1 教育・保育事業等の提供区域.....	31
2 子ども人口の推計	32
3 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	33
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	35
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	48

6 総合的な子どもの放課後対策の推進.....	49
第6章 計画の推進及び評価体制	51
1 計画の推進体制	51
2 計画の公表及び周知	51
3 計画の評価と進行管理.....	51
資 料 編	53
1 牟岐町子ども・子育て会議設置要綱.....	53
2 牟岐町子ども・子育て会議委員名簿.....	54



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しています。

また、子どもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど、子どもの権利を脅かす問題も注目されています。

国では、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、子どもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中心として据える「こどもみんなな社会」の実現を目指すことが示されました。令和5年4月には「こども基本法」の施行、およびこども家庭庁が創設され、さらに同年12月には「こども大綱」の閣議決定により、子ども政策を総合的に推進するための基本方針が示されました。こども家庭庁を司令塔とした新体制のもと、こども誰でも通園制度等の新事業の創設や児童手当の拡充などが進められました。

新たな制度のもと、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指すとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援施策を進めることが必要となっています。

本町では平成27年3月に「牟岐町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「牟岐町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育の量及び質の確保や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備を図ってきました。本町においても少子化や女性の社会進出により、就学前児童の保育ニーズや、小学生児童の放課後の居場所の増加への対応が求められています。

「牟岐町第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の終了に伴い、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体として、子どもや子育てを取り巻く環境の変化に対応すべく、「牟岐町第3期子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という。)を策定します。



2 子ども・子育て支援をめぐる近年の動向

(1) こども基本法の施行

すべてのこども・若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、こども基本法が、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。社会全体でこども施策（※）を総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、基本理念に加え、こども政策推進の基本方針となる「こども大綱」の策定や、こども・若者等の意見を政策に反映し、社会の様々な活動に参加できるようにすることなどが定められました。

（※）こども施策とは、子育て、教育、福祉、保健、医療、雇用、少子化対策、その他の分野におけるこどもに関する施策をいい、当該施策の性質上こどものほか若者を対象とすることが適当である場合にあっては、若者に関する施策を含むものとする。

(2) 子ども・子育て支援法の改正

●妊娠期からの切れ目のない支援の拡充

子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行うこととなりました。具体的には、産後ケア事業の利用者負担の軽減措置が令和6年度から全世帯に拡大されるとともに、支援を必要とするすべての人が利用できるよう、提供体制の整備が行われます。また、改正児童福祉法でも支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援(妊産婦等生活援助事業)が制度に位置づけられました。

●こども誰でも通園制度（仮称）の創設

保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所等の施設を利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設することとなりました。

(3) 児童福祉法・母子保健法の改正

●家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）について

家庭支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の新規3事業が創設されました。これらの事業についても、量の見込みが必要であることに加え、市町村からの利用勧奨・措置による提供も勘案することとされています。



●こども家庭センター及び地域子育て相談機関が努力義務化

こども家庭センターと地域子育て相談機関の整備が努力義務化されました。こども家庭センターは、従来の子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点の有してきた機能を引き継ぎ、妊産婦・子育て世帯・こどもへの一体的な相談支援にあたります。地域子育て相談機関は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、助言を行う施設で、中学校区ごとに整備するよう努めることとされています。また、これらこども家庭センターと地域子育て相談機関等の連携についても推進していくこととなりました。

●こどもの権利擁護に関して

都道府県や児童相談所は、困難を抱える家庭のこどもに対する入所措置や一時保護等の際、こどもの利益を考慮し、意見を反映させるために、こどもの意見聴取等を行うこととなりました。

また、社会的養育経験者・障がい児入所施設の入所児童等に対する自立支援を強化していくこととなりました。

（４）こども未来戦略の策定

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定されました。「子育て世帯の家計を応援」「すべてのこどもと子育てを応援」「共働き・共育てを応援」するための施策が盛り込まれています。出産・子育て応援交付金や出産費用の保険適用の導入、児童手当の拡充などが進められています。

（５）「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の策定

誰一人取り残さず、こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりの推進が定められました。

3 計画の位置づけ

本計画は「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、すべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保するうえで必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」を内包します。



4 計画策定の体制・方法

本計画の策定体制にあたっては、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「牟岐町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容に対する意見を求め、審議結果を計画に反映しました。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和6年3月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等を、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

5 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。

■ 計画期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
牟岐町 第2期子ども・子育て支援事業計画					牟岐町 第3期子ども・子育て支援事業計画				

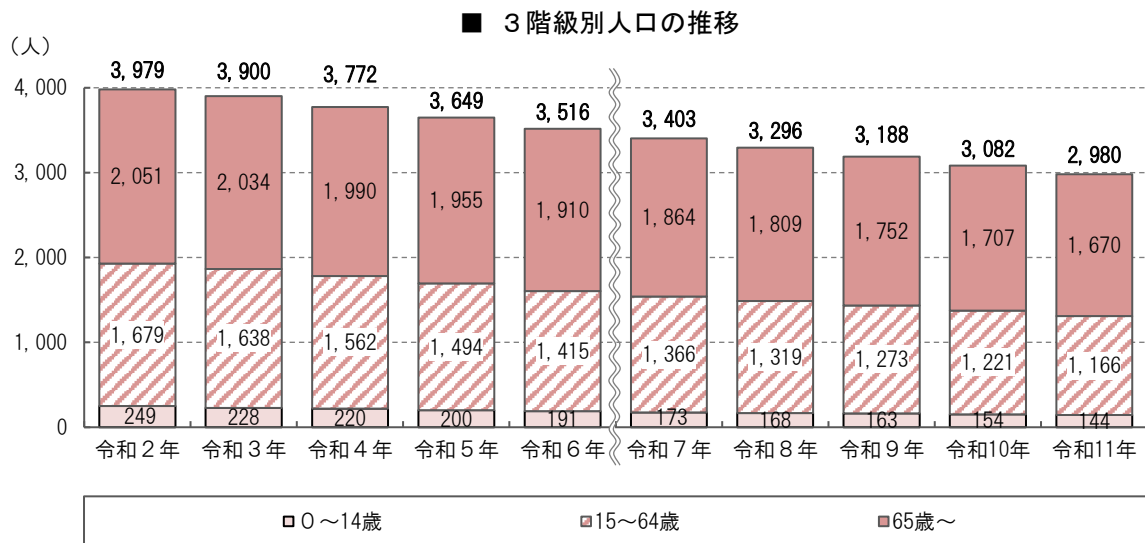


第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 本町における人口と子ども人口の状況

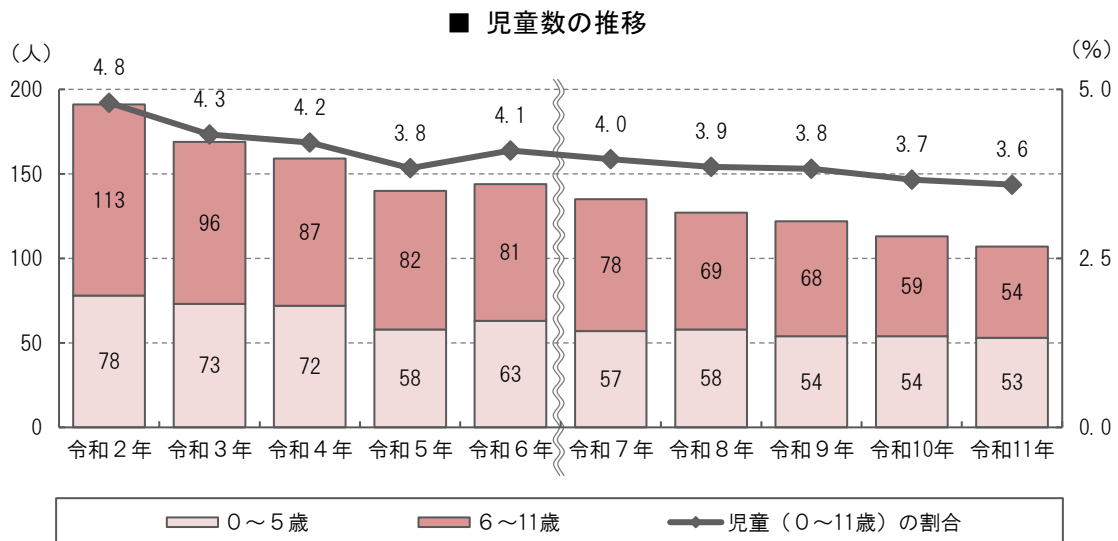
(1) 人口と子ども人口等の推移

本町の人口は減少傾向にあります。3階級別人口をみると、令和2年以降、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）ともに減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）。推計値はコーホート変化率法による推計

令和2年以降の子ども人口（就学前児童及び小学生）の減少が続いていることから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下を続け、令和6年には4.1%となっています。

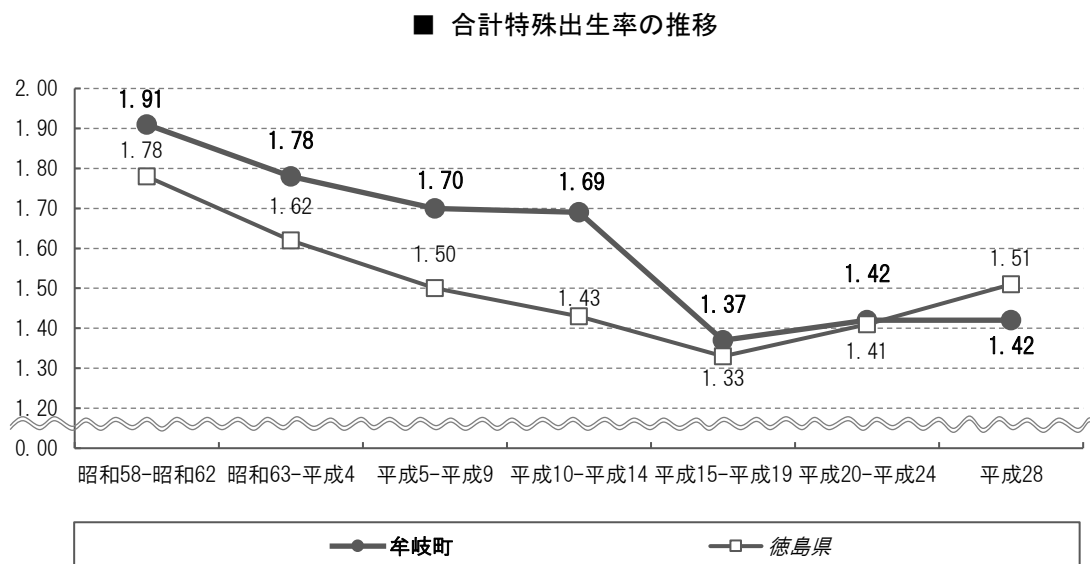


資料：住民基本台帳（各年4月1日）。推計値はコーホート変化率法による推計



(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は減少傾向で推移しており、平成15年から平成19年には1.37でしたが、わずかに改善し平成28年には1.42となっています。なお、平成20年から平成24年で1.42と県平均とほぼ同率でしたが、平成28年には県平均を下回っています。

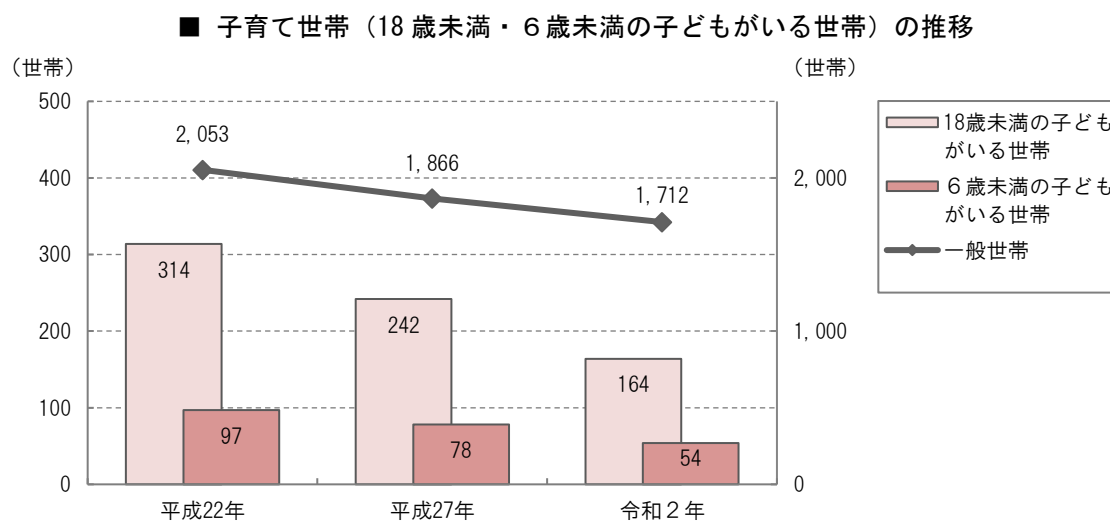


資料：徳島県「徳島県保健、衛生統計年報」

2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

平成22年から令和2年までの子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

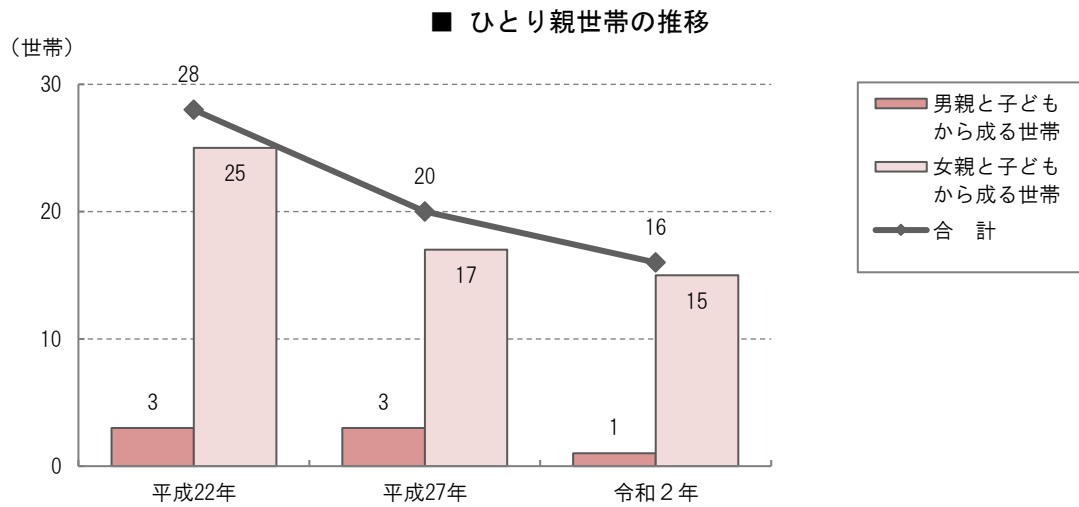


資料：国勢調査



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯はともに減少しています。

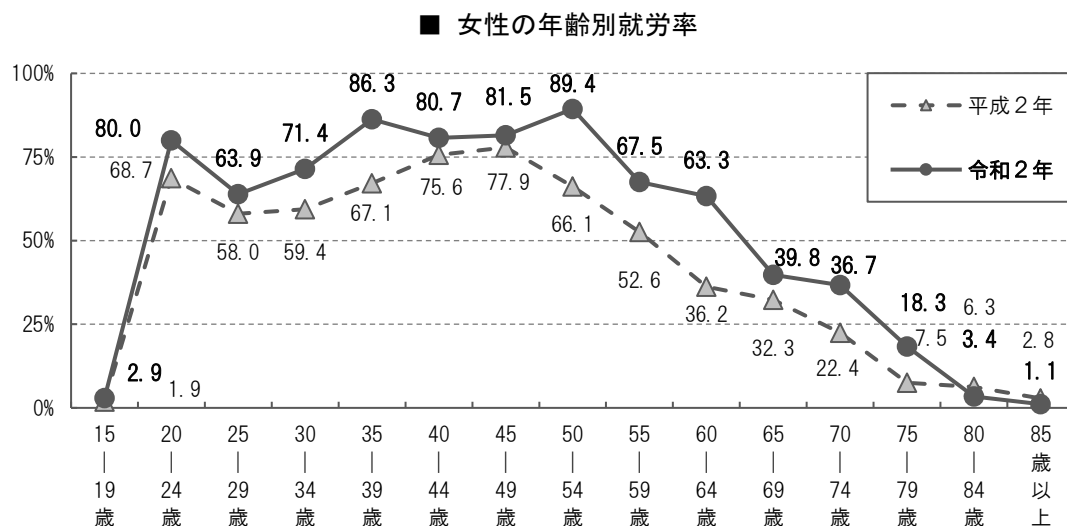


資料：国勢調査

3 就労・未婚率

(1) 女性の就業率の状況

女性の年齢別就労率を平成2年と令和2年で比較すると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、特に35-39歳の就労率が大幅に上昇したことから、令和2年にはより大きくなっています。



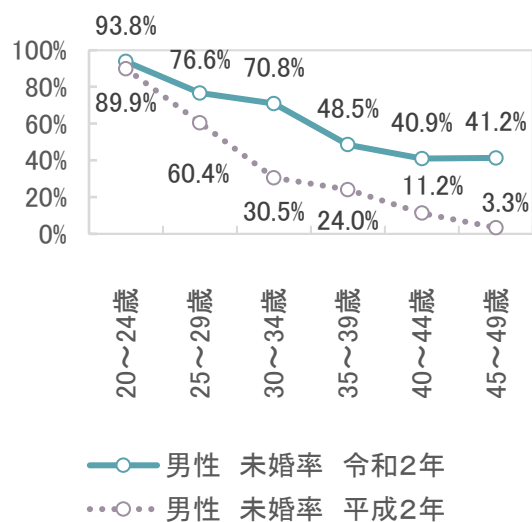
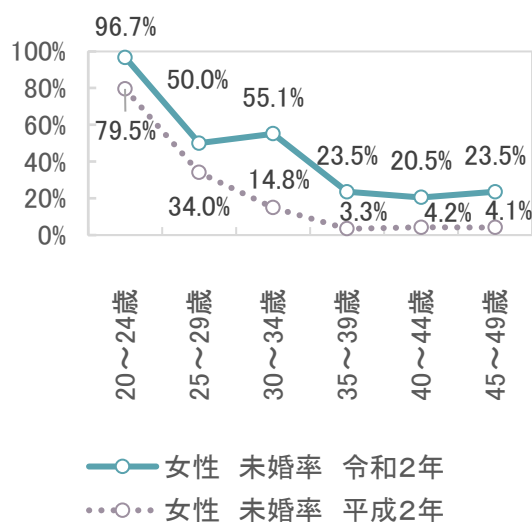
資料：国勢調査



(2) 未婚率の状況

性年齢区分別の未婚率を平成2年と令和2年で比較すると、いずれの年齢区分においても未婚率が増加しており、特に男性の未婚率が高くなっています。

■ 性年齢区分別の未婚率の推移



資料: 国勢調査



4 保育サービス、教育機関の状況

(1) 保育サービス等の状況

認定こども園 牟岐保育園では、子ども達が木に触れあいながら木材の良さやその利用の意義を学ぶ「木育（もくいく）活動」に取り組んでいます。

名 称	認定こども園 牟岐保育園 (保育を必要とする子どもと、それ以外の子どもを受け入れ幼稚園的機能を備えた保育所型認定こども園です。)				
受入対象児	0歳児～5歳児（8ヶ月～就学前）				
定 員	130名				
保育時間	通常8:30～16:00 ※教育標準時間認定 8:30～13:30 ※保育時間 7:30～18:00				
休 園 日	日曜・祝祭日・年末年始				
位 置	牟岐町大字川長字市宇谷2-1				
電 話	0884(72)0242				

(2) 小学校・中学校の状況

認定こども園 牟岐保育園、牟岐小学校、牟岐中学校が市宇ヶ丘に集い、「夢と志を持った逞しい子どもの育成」を目指した、牟岐町保・小・中一貫教育を展開しています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校児童数（人）	115	98	84	83	87
中学校生徒数（人）	52	52	57	59	50



5 アンケート調査結果

(1) 調査概要

1. 調査目的

本調査は、令和7年度から令和11年度までの「牟岐町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、今後の教育・保育サービスや、子育て支援施策の充実を目指すために、子育ての実態やニーズの把握を目的に、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

2. 調査の実施について

	就学前児童調査	就学児童調査
調査対象	令和6年2月1日現在、町内に在住する次の児童の保護者・就学前児童（0～5歳）の保護者 ※ただし同一世帯に就学前児童の兄弟姉妹がいる場合は1人を無作為抽出	令和6年2月1日現在、町内に在住する次の児童の保護者・小学校1年生～6年生の保護者 ※ただし同一世帯に小学生の兄弟姉妹がいる場合は1人を無作為抽出
調査方法	施設を通して配布・回収 一部郵送による配布回収	小学校を通して配布・回収
調査期間	令和6年3月4日～令和6年3月22日	

3. 有効回答件数及び回答率

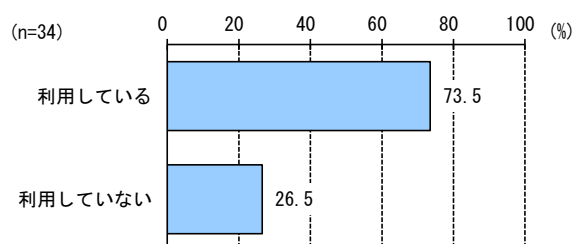
調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	49件	34件	69.4%
就学児童調査	62件	37件	59.7%

(2) 調査結果概要

あて名のお子さんは、平日に幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育事業を利用していますか。（あてはまる番号1つに○）

- 定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が73.5%、「利用していない」が26.5%となっています。

【定期的な教育・保育事業の利用状況】





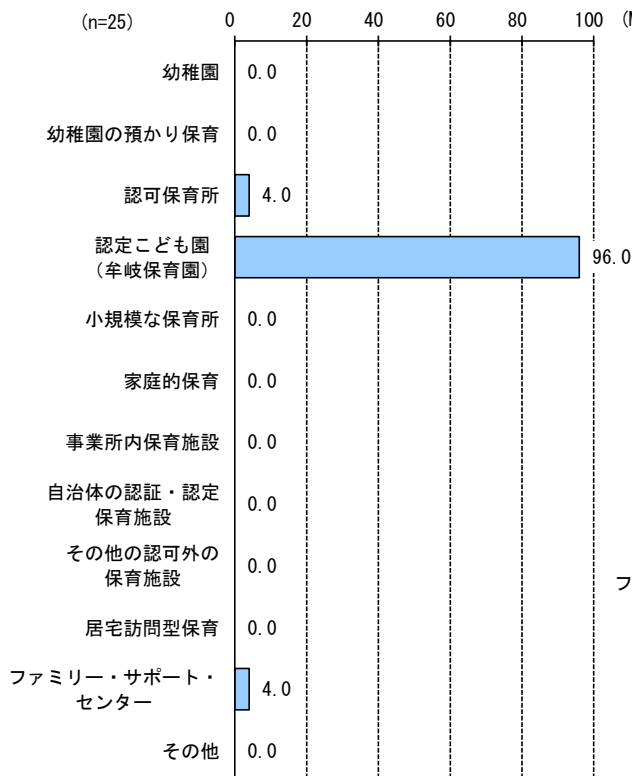
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

あて名のお子さんは、平日にどのような事業を利用していますか。年間を通じて定期的に利用している事業をご記入ください。

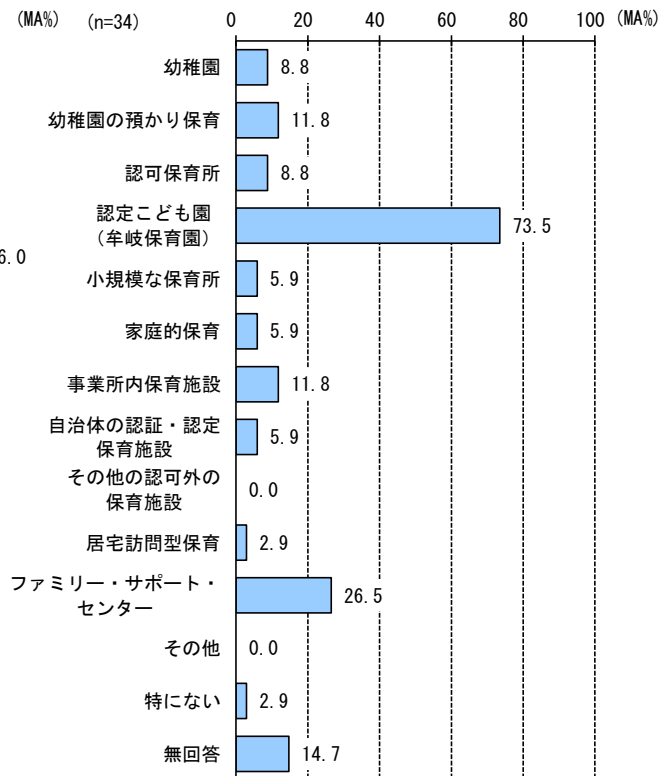
現在の利用の有無にかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育事業として、定期的に利用したいと考える事業をご記入ください。（あてはまる番号すべてに○）

- 定期的に利用している事業について、「認定こども園（牟岐保育園）」が96.0%で最も多く、次いで「認可保育所」「ファミリー・サポート・センター」が4.0%となっています。
- 定期的に利用したい事業について、「認定こども園（牟岐保育園）」が73.5%で最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が26.5%、「幼稚園の預かり保育」「事業所内保育施設」が11.8%となっています。

【定期的に利用している事業（MA）】



【定期的に利用したい事業（MA）】



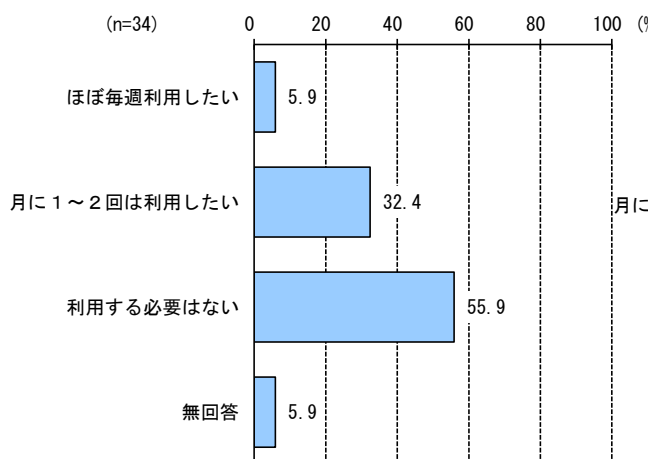


あて名のお子さんについて、(1)土曜日と(2)日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業を利用したいですか。

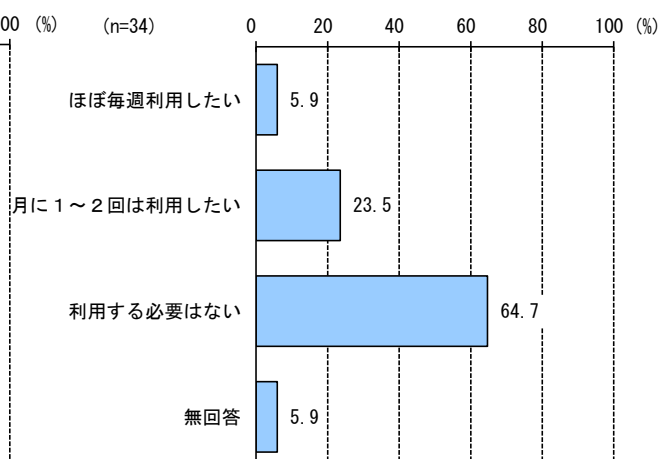
あて名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中に、保育園などを利用したいですか。(あてはまる番号1つに○)

- 土曜日の利用希望について、「利用する必要はない」が55.9%で最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」が32.4%、「ほぼ毎週利用したい」が5.9%となっています。
- 日曜日・祝日の利用希望について、「利用する必要はない」が64.7%で最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」が23.5%、「ほぼ毎週利用したい」が5.9%となっています。
- 長期休暇期間中の利用希望について、「休みの期間中、週に数日利用したい」が50.0%で最も多く、次いで「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が33.3%、「利用する必要はない」が16.7%となっています。

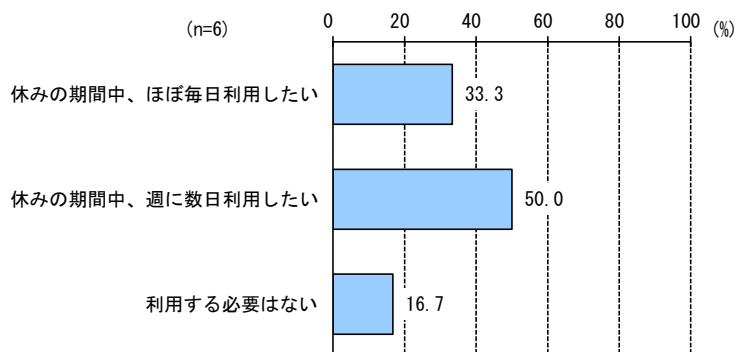
【土曜日の利用希望】



【日曜日・祝日の利用希望】



【長期休暇期間中の利用希望】

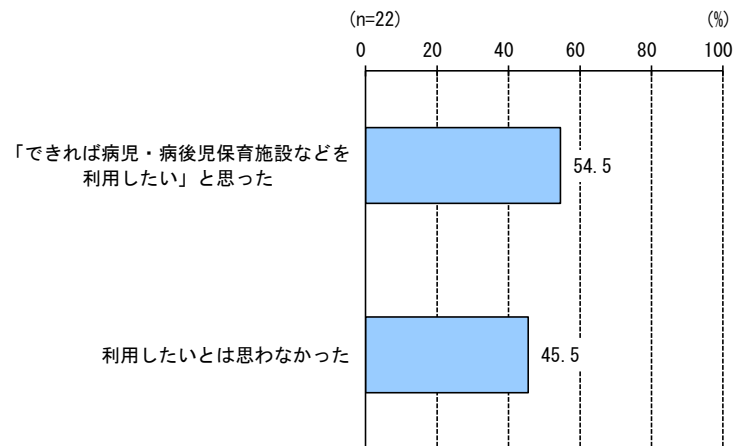




母親または父親が休んだ際、「できれば病児・病後児のための保育施設などを利用したい」と思いましたか。（あてはまる番号1つに○）

- 病児・病後児保育施設の利用意向について、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」と思った」が54.5%、「利用したいとは思わなかった」が45.5%となっています。

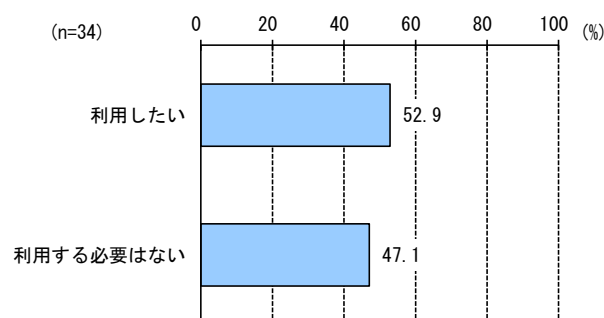
【病児・病後児保育施設の利用意向】



あて名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労などの目的で、一時的に教育・保育事業を利用したいと思いますか。（あてはまる番号1つに○）

- 一時的な教育・保育事業の利用意向について、「利用したい」が52.9%、「利用する必要はない」が47.1%となっています。

【一時的な教育・保育事業の利用意向】

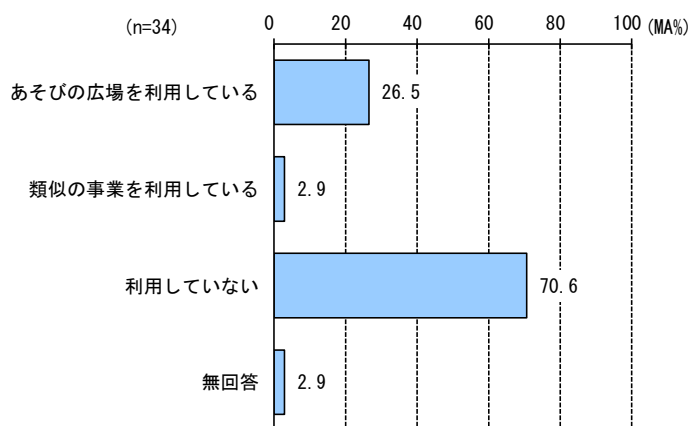




あて名のお子さんは、あそびの広場を利用していますか。(あてはまる番号すべてに○)

- あそびの広場の利用状況について、「利用していない」が70.6%で最も多く、次いで「あそびの広場を利用している」が26.5%、「類似の事業を利用している」が2.9%となっています。

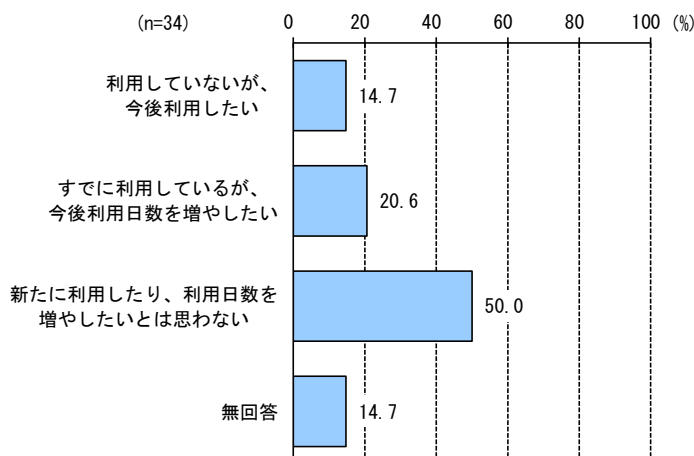
【あそびの広場の利用状況 (MA)】



あそびの広場や類似の事業について、今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか (あてはまる番号1つに○)

- 今後の利用意向について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が50.0%で最も多く、次いで「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が20.6%、「利用していないが、今後利用したい」が14.7%となっています。

【今後の利用意向】



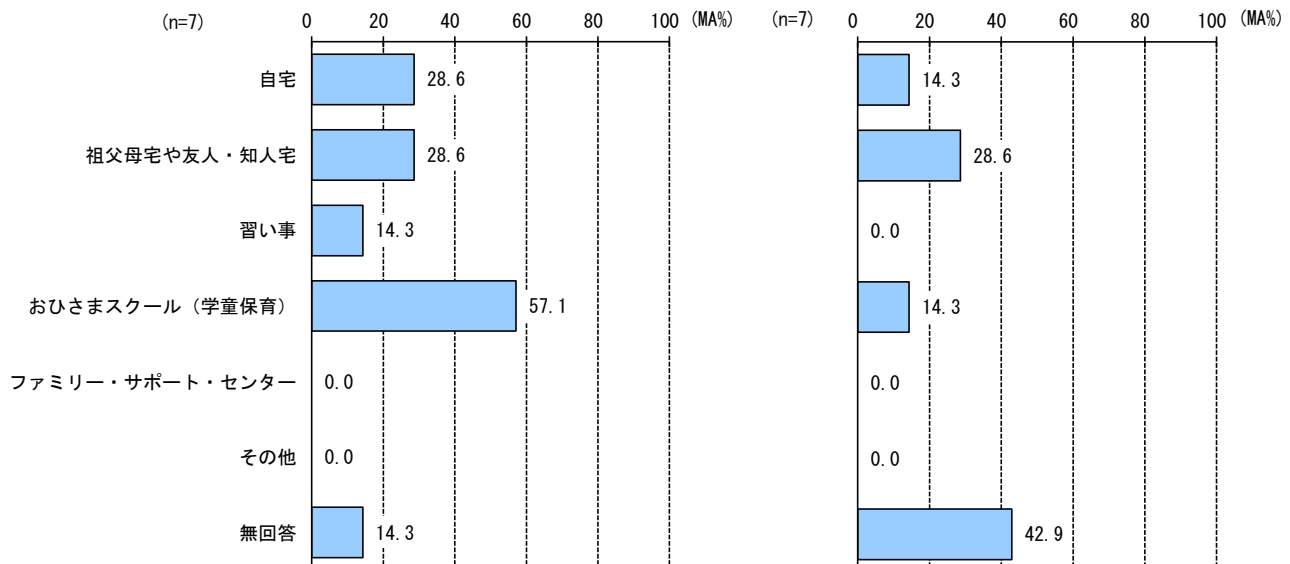


あて名のお子さんについて、(1)小学校低学年(1～3年生)、(2)小学校高学年(4～6年生)の時に、放課後(平日の小学校終了後)の時間を過ごさせたい場所をすべてご記入ください。

- 低学年時の放課後を過ごさせたい場所について、「おひさまスクール(学童保育)」が57.1%で最も多く、次いで「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」が28.6%、「習い事」が14.3%となっています。
- 高学年時の放課後を過ごさせたい場所について、「祖父母宅や友人・知人宅」が28.6%で最も多く、次いで「自宅」「おひさまスクール(学童保育)」が14.3%となっています。

【放課後を過ごさせたい場所(低学年)(MA)】

【放課後を過ごさせたい場所(高学年)(MA)】



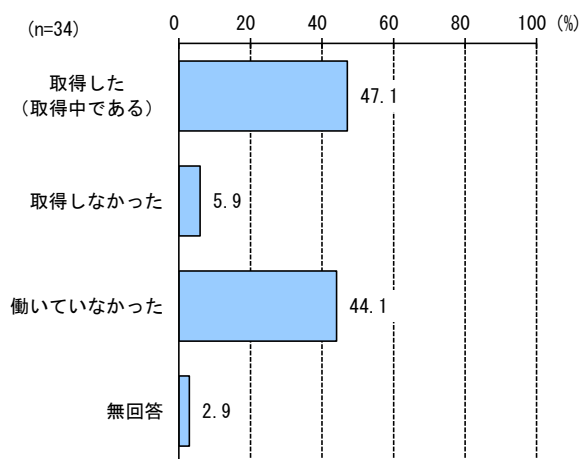


あて名のお子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。

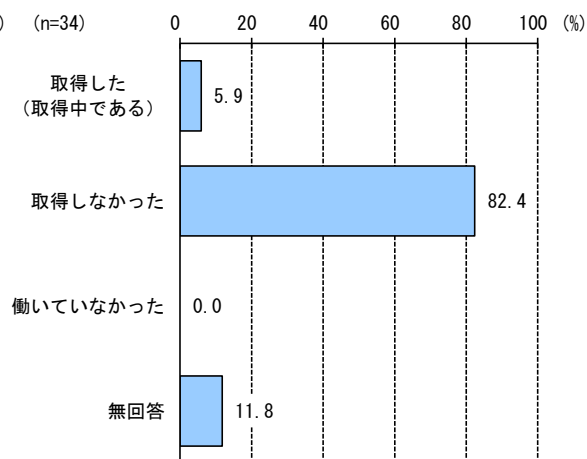
(あてはまる番号1つに○)

- 母親の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」が47.1%で最も多く、次いで「働いていなかった」が44.1%、「取得しなかった」が5.9%となっています。
- 父親の育児休業の取得状況について、「取得しなかった」が82.4%で最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が5.9%となっています。

【育児休業の取得状況（母親）】



【育児休業の取得状況（父親）】





第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

時代を担う子どもが自分らしく健やかに成長していくための環境づくりや、将来親になる世代が希望をもって子どもを産み育てることのできる環境づくりを目指して、「子ども達の未来 健やかな成長を願って」を基本理念として、子ども子育て支援を推進してきました。

本計画においても、引き続きこの基本理念を掲げ、さらに住民の皆様と一緒に取り組んでいきます。また、今後の社会情勢の変化を注視し、牟岐町の特色を含め、必要に応じて適宜、基本理念の見直しについても検討していきます。

子ども達の未来 健やかな成長を願って

2 基本的視点

1. 子育て支援体制の強化

子どもを持ちたいと願う人から、妊娠・子育て中の人まで、誰もが安心して出産・子育てができ、子育てが楽しいと感じられるよう、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を目指します。

2. 子育て家庭を取り巻く環境の変化への対応と総合的な支援

近年、世帯の小規模化、就労形態の多様化・不安定化などに加え、子どもの貧困対策や外国につながる子どもの増加、不登校・引きこもりなど、悩みや不安を抱える家庭も多くなっています。こうした多様化する問題や環境を的確にとらえた対応を行うとともに、周囲の様々な支援を受けながら、子育てできるよう支援体制の強化に努めます。

3. 社会全体で子育てを支援

家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し役割を果たすことができるよう、社会全体で子育てを支援していきます。



3 基本目標

基本理念を実現するための基本的視点から次の3つの基本目標を定め、施策の推進を図っていきます。

1. 地域における子育て支援

共働き家庭の増加や核家族化などの影響により、近隣との関わりが希薄となり、身近に相談相手や支えてくれる人がおらず、子育てに不安や負担を感じている人が増えています。

子育て中の家庭を支援するため、認定こども園、小・中学校、ファミリー・サポート・センターなど子育てに関係する機関のネットワーク作りを推進するとともに、子育て中の保護者が子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長することができるよう、身近な地域で、人々とふれあい、学びあうことのできる機会の充実に努めます。

2. 親と子の健康の確保の推進

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて一貫した保健サービスを提供でき、母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、パパママ教室等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図るとともに、受診率向上に向け周知に努めます。

また、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を図り、きめ細かな母子保健の充実に努めます。

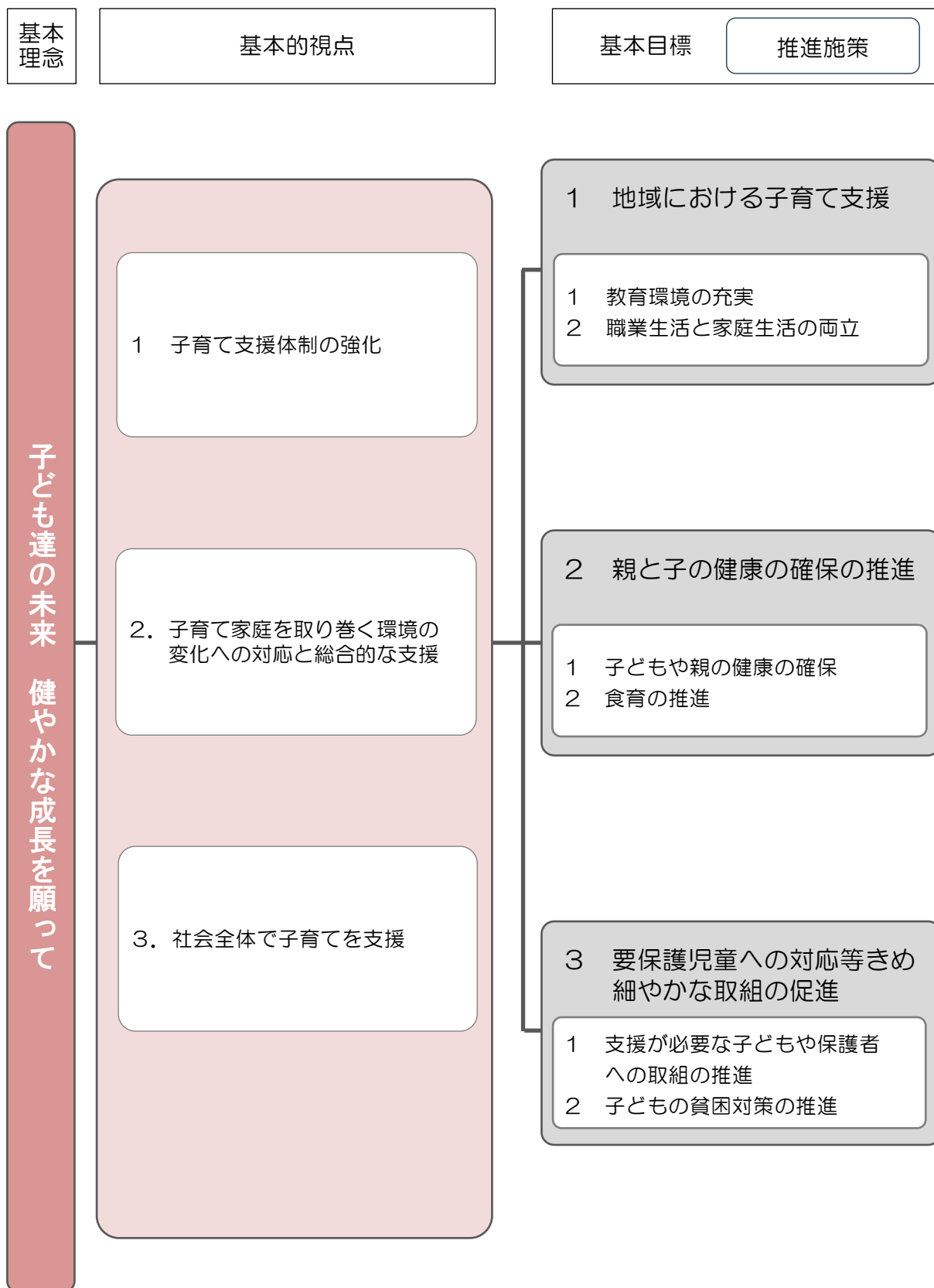
3. 要保護児童への対応等きめ細やかな取組の促進

子育ての基礎となる家族を支えるため、妊娠・出産期から切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供等を行うとともに、共働き世帯における仕事と子育ての両立支援等を通じて、家族が子育てを大切にできる環境づくりへの取組を推進します。

また、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障できるよう、幅広い施策を進めます。



4 施策体系図





第4章 基本施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援

推進施策1 教育環境の充実

○ 現状と課題

- いじめや自殺者の増加など、子どもたちを取り巻く環境は厳しいものとなっています。
- 次代を担う子どもたちは、家庭だけでなく、学校や地域が一体となって子育てをしていく必要がある一方で、地域とのつながりは希薄化しています。

○ 施策の方向性

- 世代を超えた交流ができるよう、地域住民等と連携し、地域の教育力の向上に努めます。
- 児童・生徒の確かな学力の習得、豊かな人間性の育成、たくましく生きるための健康・体力がバランスよく育めるよう、教育活動について創意工夫して取り組みます。
- いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、専門的な相談体制の強化や、学校、家庭、地域及び関係機関との連携強化に努めます。

施策① 総合的な学習の時間等における地域人材等の活用(担当:教育委員会)

- 学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制をつくり、学校教育を一層充実させるとともに、地域の教育力の向上を図っています。
- 子どもたちの見守り機能をさらに発揮するため、主体的に地域の子どもの育ちに関わっていただく必要があることから、より多く、より幅広い層の地域住民や団体等との連携を図ります。

施策② 生徒指導の充実(担当:教育委員会)

- 子ども達の理解に基づいて各々の存在感を高めることを目的に、積極的に行う生徒指導の機能を活かして、一人ひとりの自己実現が図られる指導の充実に努めています。
- 今後も引き続き、生徒指導の充実に努めます。



施策③ 家庭・地域力の向上（担当：教育委員会）

○小学校・中学校のPTA等と連携し、各家庭での課題解決に向けた学習機会等を提供し、家庭教育力の向上を図ります。

施策④ 中学校健康教室（担当：健康生活課）

○学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制をつくり、学校教育を一層充実させるとともに、地域の教育力の向上を図っています。

○思春期ふれあい体験事業や思春期講演会の機会を通して、思春期の心身の変化に対する正しい知識や対処法を伝えるとともに、相談できる場所や人の存在について気付いてもらう機会となっています。

○全国的に児童生徒の自殺率や不登校児童の人数が増加していることから、思春期施策は重要な事業となっています。ふれあい体験や講演会を通して、様々な価値観や考え方を知ること、自分や他人を理解することにつなげ、悩みや不安の軽減につなげていきます。

推進施策 2 職業生活と家庭生活の両立

○ 現状と課題

○女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加するなかで、仕事と子育てや家庭生活との両立に向けた取組が必要不可欠となっています。

○アンケート調査においても、子どもが生まれた時の育児休業の取得率は、母親が47.1%であるのに対し、父親は5.9%と低い状況にあります。

○ 施策の方向性

○性別や年齢にとらわれず、一人ひとりが希望する多様で柔軟な働き方ができる社会の実現を目指し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の周知・啓発に努めます。

施策① 男女共同参画意識の啓発（担当：住民福祉課、教育委員会）

○国、県、関係機関等と連携を図り、啓発ポスターの掲示や窓口に周知チラシ等を設置し、広報を行っています。今後も引き続き、連携を図りながら事業実施に努めます。

基本目標2 親と子の健康の確保と推進

推進施策1 子どもや親の健康の確保

○ 現状と課題

- 妊娠中から子育て期にかけて、各種健診や相談事業を行っており、健診の受診率は概ね90%を超えています。
- 発達障害の早期発見と適切な支援が、子どもの成長や将来の社会への適応力に影響を与えることが広く認識されるようになり、乳幼児期からの発達相談へのニーズが増加しています。

○ 施策の方向性

- 安心して出産・子育てができるとともに、早期発見・早期対応につながるよう、今後も関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、妊婦や子育て中の保護者が気軽に相談・交流できる場を提供します。

施策① 乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診（担当：健康生活課）

- 乳児の健やかな成長のため、乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診を実施しています。
- 乳児健診の受診率は80%から90%台を維持しています。受診者に対しては健診結果に基づき、必要に応じて医療機関や相談事業につないでいます。
- 健診未受診の理由を把握し、次回の案内通知を行う等、必ず受診ができる体制をつくっています。
- 今後も、受診率の維持、受診後のフォロー、未受診者へのフォローを継続します。



施策② 乳児先天性、股関節脱臼検診、産後ママ☆プチ検診

(担当：健康生活課)

- 乳児期の子どもを対象に、徳島赤十字ひのみね総合療育センターの医師による診察と抱っこ指導を行っています。また、同日に母親への簡易検診である産後ママ☆プチ検診を実施しています。
- 検診受診率はほぼ100%を維持しており、股関節脱臼検診では、検診の結果に基づき、必要に応じて医療機関につないでいます。引き続き、受診できる環境を整えるとともに、検診時は医師と相談しながら異常の早期発見に努めていきます。
- 産後ママプチ検診では、職場での健診等を受診していない方に対して血糖や血圧などの簡易検査を行い、妊娠中の異常や産後の体の状態を確認し、生活習慣の改善及び将来の生活習慣病予防ができるよう保健指導を行っており、引き続き実施します。

施策③ 乳幼児相談（担当：健康生活課）

- 認定こども園に通っていない乳幼児期の子どもを対象に、月1回乳幼児相談を実施しています。
- 健診後の成長や発達の経過観察、育児相談、栄養相談を実施することによるフォローを行っています。
- 5組から10組程度の利用があり、栄養相談・育児相談を実施できていることから、今後も継続して事業を実施します。

施策④ 4・5歳児健診（担当：健康生活課）

- 医師と臨床心理士による集団あそびの観察や個別の問診を実施することにより、発達の確認、就学に向けて取り組めることなどを提案しています。
- 健診受診率は90%から100%台を維持しています。健診結果に基づき、希望があれば健診後に発達検査の実施や、医療機関や個別発達相談事業につなぐなどフォローを行っており、今後も継続して実施します。

施策⑤ 個別発達相談、個別教育相談（担当：健康生活課）

- 乳幼児や園児、保護者などを対象に、臨床心理士や巡回相談員等による個別の発達相談や発達検査等を行っています。
- 乳幼児や保護者に対して、臨床心理士や巡回相談員等による個別発達相談につなげています。
- 必要に応じて発達検査の実施、臨床心理士や巡回相談員等による個別発達相談の利用を勧め、相談機関につなげていることから、今後も継続して実施します。

施策⑥ はみがき講習会（担当：健康生活課）

- 歯科衛生士が、町内認定こども園・小学校に出向いて、歯や食事についての基礎知識を伝えるとともに、染め出しや歯磨き指導を行うことにより、乳幼児期からの歯に対する健康意識を高めるなど、各年齢に応じた内容の講習会を実施しています。
- 今後も染め出しや歯磨きの実践を取り入れ、継続して事業を実施します。

施策⑦ 家庭訪問事業（担当：健康生活課）

- 子育て支援や要保護児童家庭など、必要に応じて保健師等専門職による家庭訪問を行っています。
- 産前産後サポート事業、産後ケア事業の開始に伴い、助産師による妊産婦への訪問も実施しています。
- 今後も関係機関と連携しながら、必要に応じて家庭訪問を継続して実施します。

施策⑧ あそびの教室（担当：健康生活課）

- 就学前の子どもを対象に、健診の結果や園からの相談、保護者の希望を踏まえて、あそびの教室につなげています。
- 発達検査の結果に基づき、必要に応じて継続利用につなげており、就学までの発達のフォローを行っています。
- 発達相談のニーズが高まっていることから、今後もあそびの教室を実施し、発達相談や発達検査を実施していきます。



推進施策 2 食育の推進

○ 現状と課題

- 子どもや子育て世帯を取り巻く環境が変化するなかで、食に関する環境も変化しています。
- 栄養相談や栄養指導などの実施により、子どもの食生活に関する理解を深めてもらう機会を提供しています。

○ 施策の方向性

- 食育とは、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。
- 食育は、生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであることから、引き続き栄養相談や栄養指導、リーフレット等を用いて食育の推進に努めます。

施策① 乳幼児相談時栄養相談（担当：健康生活課）

- 月1回乳幼児相談を実施しており、平均して5組から10組程度の利用があります。
- 健診後の成長・発達の経過観察や個別の育児相談・栄養相談を実施することによるフォローを行っています。
- 離乳食に関する相談では、身体の構造、栄養面、レシピの提案など、保護者の悩みに応じて資料等を活用した相談を実施しています。
- 保護者の悩みに応じた相談を実施できていることから、今後も引き続き事業を実施します。

施策② 乳幼児健診時栄養指導（担当：健康生活課）

- 健診結果に基づき、必要に応じて栄養・食生活指導を行っています。
- 子どもの食生活に関する理解を深めてもらう機会として、役割を果たしています。
- 子どもたちを取り巻く食環境は変化しており、子育て世帯の食に関する悩みも変化しています。インターネットによる情報過多の中、保護者が正しい知識を習得し、子どもに合った食生活を整えることができるよう、今後も継続して相談を実施します。



施策③ 食育劇（担当：健康生活課）

- 幼児期から正しい食の知識を身に付けてもらうため、地域のヘルスメイトと協力し、毎年テーマを変え、子どもにわかりやすい食育劇を保育園で行っています。
- 協力いただくヘルスメイトが減少しており、セリフ合わせや打ち合わせなどの負担があることから、今後は紙芝居など実施者の負担を軽減できる方法で実施していきます。

施策④ フードモデルの展開（担当：健康生活課）

- 正しい食の知識と選択力を身に付けてもらうため、地域のヘルスメイトと協力し、健診や文化祭等の機会に、飲み物やお菓子等に含まれている糖分や、1日の食事量の展示を実施しています。日頃の食生活を振り返り、正しい食の知識と選択力を身に付けてもらう機会となっています。
- 健診や文化祭での展示は継続して実施するとともに、小・中学校と連携する機会も増えていることから、今後は食育も兼ねて小・中学校でのフードモデルの活用も検討します。



基本目標3 要保護児童への対応等きめ細やかな取組の促進

推進施策1 支援が必要な子どもや保護者への取組の推進

○ 現状と課題

- 子育て家庭を取り巻く状況が変化していくなかで、子育て家庭が抱える課題も複雑化しています。
- 全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあります。

○ 施策の方向性

- 地域や関係機関等と連携し、虐待の予防や早期発見、早期対応に努めます。
- 障害のある子どもへの支援や外国人家庭への支援にも取り組みます。

施策① 要保護児童対策協議会（担当：住民福祉課、健康生活課）

- 児童虐待防止対策のため、要保護児童対策協議会の代表者会議及び実務者会議を行っています。
- 年3回関係機関が集まり、要保護児童対策協議会の実務者会議を行い、情報共有及び連携を強化に努め、児童虐待防止体制の充実を行っています。
- 今後も、要保護児童対策協議会を行います。

施策② 虐待の予防と早期発見への取組の強化

（担当：住民福祉課、健康生活課）

- 地域や関係機関との連携を密にし、虐待の予防と早期発見、適切な見守りや支援を行っています。
- 個別ケース会議を開催するような事案は発生していませんが、引き続き、虐待の予防と早期発見に取り組みます。

施策③ 障害福祉サービスの実施（担当：住民福祉課）

- 居宅介護等の訪問系サービス、放課後等デイサービスなどの日中活動系サービス、相談支援等の障害福祉サービスを提供しています。
- 放課後等デイサービス、児童発達支援、相談支援の福祉サービスを利用することで一定の支援を果たしていることから、今後も継続して事業を実施し、支援等に対する周知、広報の充実を図ります。

施策④ 認定こども園での障害児の受け入れ（担当：住民福祉課）

- 認定こども園への加配の保育士の支援により、障害児の受け入れを行い、安全に生活できるよう支援体制を整えています。
- 今後も引き続き、受け入れが行えるよう支援体制を整えるとともに、ニーズを把握し、必要な支援を実施できるよう努めます。

施策⑤ 子育て中の外国人家庭への支援の充実（担当：住民福祉課）

- 外国人家庭の児童を保育園で受け入れ、生活に必要な日本語の習得の支援等を行っています。
- 子育て中の外国人家庭では、幼児が生活に必要な日本語を習得することが困難な場合も想定されることから、関係機関が連携し、一人ひとりの実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫等を行います。

推進施策2 子どもの貧困対策の推進**○ 現状と課題**

- 日本の子どもの7人に1人が貧困状態にあるといわれている現在、貧困により子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないことなどがなく、支援していく必要があります。

○ 施策の方向性

- 子育て家庭の生活の困窮という経済的な要因はもとより、家庭や地域の教育力、見守り機能の低下などを背景に、学力の未定着や虐待、非行、いじめ、不登校といった困難な状況に直面している子どもをなくすため、こども大綱や徳島県の子どもの貧困対策に沿って、子どもが健やかに育成される環境整備を推進します。

施策① 子どもはぐくみ医療費助成事業（担当：住民福祉課）

- 町内に住所のある高校修了までの子どもを養育している者に対し、保険診療の自己負担額（一部負担金）を無料とし、保護者の経済的負担の軽減を図り、経済的にも安心して医療機関にかかれるよう事業を推進しています。
- 今後も引き続き、事業を実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。



施策② ひとり親家庭等医療費助成事業（担当：住民福祉課）

- 町内に住所のある高校修了までの子どもを養育しているひとり親家庭の父・母又は児童の医療費を助成しています。
- 子どもにかかる医療費は、令和３年度より「子どもはぐくみ医療」の自己負担額が無料となったことから、同事業の利用を推奨しており、父母の入院時の自己負担額を無料とすることで、経済的負担の軽減を図っています。
- 今後も引き続き事業を実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

施策③ 児童手当支給事業（担当：住民福祉課）

- 児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を図っています。
- 令和６年１０月から支給対象児童を高校生まで拡大し、第三子以降の児童への支給額を３万円に増額しています。
- 今後も引き続き事業を実施し、家庭における生活の安定、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に努めます。

施策④ 重度心身障害者医療費助成事業（担当：住民福祉課）

- 身体障害者手帳１・２級の方と、療育手帳Ａまたは療育手帳Ｂ（中度）と身体障害者手帳両方を所持している方に対し、医療費の助成を行っています。
- 今後も引き続き事業を実施し、重度心身障害者の健康管理の向上、生活の安定と福祉の推進に努めます。



第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

本計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが「子ども・子育て支援法」（第61条第2項）に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

本町では、第2期計画と同様に、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町1地区と設定します。



2 子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、0～5歳では令和4年の72人から令和11年には53人と推計され、19人（26.4％）の減少が予測されます。また、6～11歳においても令和4年の87人から令和11年には54人と推計され、33人（37.9％）の減少が予測されます。

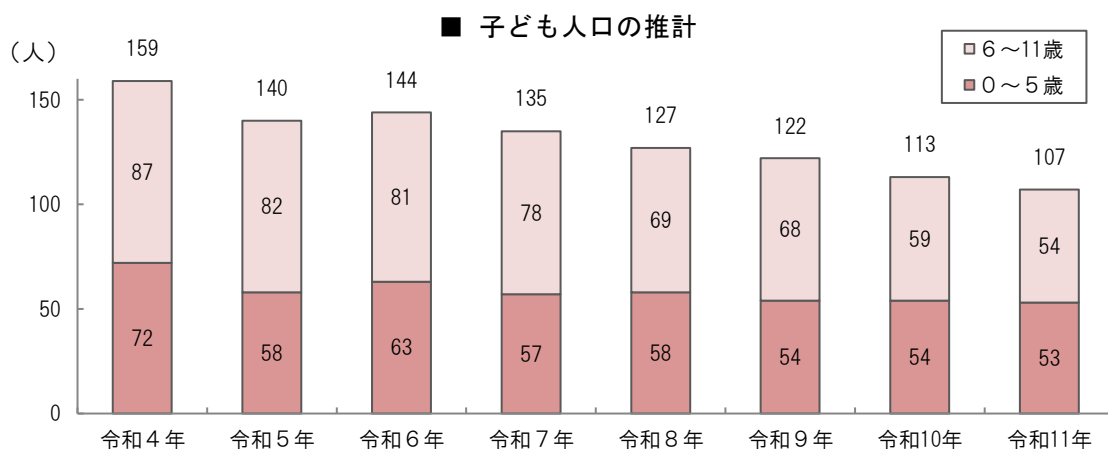
■ 子ども人口の推移と推計

単位：人

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	159	140	144	135	127	122	113	107
0歳	10	8	12	8	8	7	7	7
1歳	11	6	8	12	8	8	7	7
2歳	11	13	7	9	14	9	9	8
3歳	14	9	13	7	9	14	9	9
4歳	9	13	9	12	7	9	13	9
5歳	17	9	14	9	12	7	9	13
0～5歳	72	58	63	57	58	54	54	53
6歳	17	16	9	14	9	12	7	9
7歳	12	15	15	8	13	8	11	7
8歳	18	10	15	14	8	12	8	10
9歳	15	18	10	15	14	8	12	8
10歳	11	14	18	10	15	14	8	12
11歳	14	9	14	17	10	14	13	8
6～11歳	87	82	81	78	69	68	59	54

資料：令和4年～令和6年は、住民基本台帳（各年4月1日）

令和7年～令和11年は、実績値を基にしたコーホート変化率法による推計値（各年4月1日）



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援サービスを総合的に提供するものです。

本町には、幼稚園が開設されていませんが、幼稚園的機能を備えた保育所型の認定こども園 牟岐保育園が幼児教育の機能を担っています。

確保方策

〇量の見込みに対し、現在の提供体制（認定こども園 牟岐保育園）で十分に対応可能となっています。

■ 教育施設（認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	7	4	2	1	5



■ 教育施設（認定こども園）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の状況	15	15	15	15	15
乖離（②－①）	12	12	12	12	12

② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援サービスを総合的に提供するものです。

本町では、保育所型の認定こども園 牟岐保育園が受け入れています。

確保方策

〇量の見込みに対し、現在の提供体制（認定こども園 牟岐保育園）で十分確保できる見通しとなりますが、保育士不足は深刻であり、本町においても顕著となっていることから、保育士の確保に努めていきます。



■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	53	53	57	46	43
2号認定	37	37	38	30	31
3号認定	16	16	19	16	12
0歳	0	2	2	1	2
1歳	8	5	10	5	4
2歳	8	9	7	10	6



■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	42	43	40	41	40
2号認定	25	25	27	28	28
3号認定	17	18	13	13	12
0歳	2	2	1	1	1
1歳	8	5	5	5	5
2歳	7	11	7	7	6
②確保方策	115	115	115	115	115
特定教育・保育施設 2号認定（自市町村分）	75	75	75	75	75
3号認定（自市町村分）	40	40	40	40	40
0歳	6	6	6	6	6
1歳	14	14	14	14	14
2歳	20	20	20	20	20
乖離（②－①）	73	72	75	74	75



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

国が定める事業分類は、基本型・特定型、こども家庭センター型(令和5年度まで母子保健型)があります。

現状と課題

○本町では、令和3年4月に子育て世代包括支援センター（母子保健型）を設置しています。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数 (母子保健型)	0	1	1	1	1



■ 利用者支援事業の確保方策

単位：か所

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数 (こども家庭センター型)	1	1	1	1	1

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○今後も情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関の連絡調整等を継続して行います。



② 地域子育て支援拠点事業

主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所（園）などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う事業です。

現状と課題

○認定こども園 牟岐保育園の中の保育室で開かれている牟岐町子育て支援センター「あそびの広場」では、入園前の親子等を対象に、保育士が常勤し、保護者からの子育てに関する相談対応や、イベント等を開催し、保護者同士の交流に努めています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用回数	2,950	1,443	905	1,201	640



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

単位：人回／か所

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用回数	1,365	1,412	1,130	1,083	1,036
実施か所数	1	1	1	1	1

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○今後も関係機関との連携を密にし、親同士の交流の場として、また子育て支援の拠点としての機能をもつような環境に整備していきます。



(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○支援を必要とする家庭に対して、適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を行っています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問児童数	10	11	5	16	6



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	7	7	7

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○今後も、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談支援、養育環境の把握等を行います。



② 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を保健師等が訪問して、養育に関する相談、指導、助言を行う事業です。

現状と課題

○養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保しています。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問児童数	0	2	1	1	21



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○養育に関する相談や助言が必要な家庭に対して、家庭訪問を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、支援を進めていきます。

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）は、保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ事業（夜間養護等事業）は、保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。

現状と課題

○本町は、たちばな学苑、宝田寮、徳島赤十字乳児院、ファミリーホーム高橋と連携し、提供体制を確保していますが、ショートステイ事業の利用は令和5年度に1件、トワイライトステイ事業の利用はありませんでした。

■ ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）の利用状況の推移

単位：人日／か所

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用日数	0	0	0	1	0
実施か所数	3	3	3	3	4



■ ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）の量の見込みと確保方策

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用日数	1	1	1	1	1
施設数	4	4	4	4	4

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○今後も保護者の育児疲れや育児不安などの事由により、本事業を活用するケースが想定されることから、利用可能な体制の維持に努めます。



② 一時預かり事業

保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを、保育園などで受け入れ保育を行う事業です。

現状と課題

○本町では、幼稚園型の一時預かり事業は行っておらず、認定こども園 牟岐保育園において幼稚園型以外の受け入れを行っています。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日／か所

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用日数 (幼稚園型以外)	12	0	0	1	10
実施か所数	1	1	1	1	1



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保方策

単位：人日／か所

推計値		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (幼稚園型以外)	延べ 利用日数	4	3	3	3	3
②確保の状況 (幼稚園型以外)	延べ 利用日数	60	60	60	60	60
	施設数	1	1	1	1	1
乖離(②－①)		56	57	57	57	57

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○今後もより一層関係機関との連携を密にし、継続して事業を実施していきます。



③ 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う事業です。

現状と課題

○認定こども園 牟岐保育園は現在18時まで開所しており、延長保育事業は実施していません。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○認定こども園 牟岐保育園は、現在18時まで開所しており、延長保育事業は実施していませんが、ニーズ等に応じて事業実施を検討していきます。

④ 病児・病後児保育事業

子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所（園）などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

現状と課題

○本町では、病児・病後児保育事業は実施できていません。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○現在は事業を実施できていませんが、医療機関等と連携し、今後の実施に向けて提供体制の確保に努めます。



(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○安心して出産・子育てができるとともに、問題の早期発見・早期対応につながるよう、関係機関との連携を強化しながら実施しています。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人回／人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診延べ回数	114	92	100	112	36
妊婦数	14	11	16	14	6



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策

単位：人回／人

推計値		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	受診延べ回数	59	59	51	51	51
	妊婦数	8	8	7	7	7

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○引き続き、妊婦健康診査の適正な受診を啓発・推奨していきます。



② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

現状と課題

○毎年度利用はありますが、延べ利用日数は年度ごとの変動が大きくなっています。

■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の利用状況の推移

単位：人日

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用日数	113	129	318	96	15
0歳～5歳	4	6	213	34	15
低学年	109	123	0	0	0
高学年	0	0	105	62	0



■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の量の見込みと確保方策

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	220	199	195	174	163
0歳～5歳	45	45	43	42	41
低学年	88	73	78	64	64
高学年	87	81	74	68	58
②確保の状況	220	200	200	200	200
乖離（②－①）	0	1	5	26	37

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～令和11年度	○引き続き、量の見込みに十分対応可能な提供体制の整備に努めます。



③ 実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○現在事業は実施していませんが、国や県及び近隣市町村の動向を踏まえるとともに、町民ニーズ等を把握しながら検討しています。

④ 多様な主体の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

⑤ 子育て世帯訪問支援事業（新規）

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○現在事業は実施していませんが、町民ニーズ等を把握しながら実施を検討しています。



⑥ 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○現在事業は実施していませんが、町民ニーズ等を把握しながら実施を検討しています。

⑦ 親子関係形成支援事業（新規）

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○現在事業は実施していませんが、町民ニーズ等を把握しながら実施を検討しています。

⑧ 妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊婦等に対して、面談やその他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○現在事業は実施していませんが、町民ニーズ等を把握しながら実施を検討しています。



⑨ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度・新規）

保育所等の施設において、満3歳未満の保育所等に入所していない乳幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	0	3	3	3	3
0歳児	0	1	1	1	1
1歳児	0	1	1	1	1
2歳児	0	1	1	1	1
②確保の状況（延べ人数）	0	3	3	3	3
0歳児	0	1	1	1	1
1歳児	0	1	1	1	1
2歳児	0	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

* 上記数字は1日あたりの利用上限人数

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○令和8年度からの実施を予定しています。保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠内の利用に対し、柔軟な対応ができるよう、提供体制を確保します。



⑩ 産後ケア事業（新規）

誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、助産師、保健師又は看護師等が心身のケアや育児のサポート等を行います。

病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施する「宿泊型」、個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施する「デイサービス型」、担当者が利用者の自宅に赴いて実施する「アウトリーチ型」の3つがあります。

現状と課題

○令和4年度よりアウトリーチ型を実施しています。

■ 産後ケア事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	0	0	6	22	11



■ 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①延べ人数	16	16	14	14	14
②確保の状況	20	20	20	20	20
乖離（②－①）	4	4	6	6	6

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○令和7年度以降は、デイサービス型、宿泊型を実施予定です。産後も安心して子育てができる支援体制を確保し、量の見込みに対応可能な提供体制を確保します。



5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本町には、幼稚園が開設されておらず、認定こども園 牟岐保育園が幼児教育の機能を担っています。地域に根ざした認定こども園 牟岐保育園として、これまで培われてきた知識・技能などを生かし、質の高い教育・保育の提供に引き続き努めていきます。

これとともに、認定こども園 牟岐保育園から小学校への滑らかな引き継ぎをするためのカリキュラムの検討、合同研修の実施など、より多面的な連携に努めていきます。

6 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 牟岐町放課後対策事業（おひさまスクール）

小学校に通う留守番家庭児童を対象とした放課後の居場所を確保するため、牟岐町放課後対策事業「おひさまスクール」を実施しています。

現状と課題

○希望する児童全員を受け入れられる体制を確保しています。

■ 牟岐町放課後対策事業（おひさまスクール）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（延人数）	2,519	2,108	1,556	1,852	1,676
定員（人）／月	200	200	200	200	200
施設数（か所）	1	1	1	1	1



■ 牟岐町放課後対策事業（おひさまスクール）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（延人数）	1,967	1,856	1,806	1,856	1,857
定員（人）／月	200	200	200	200	200
施設数（か所）	1	1	1	1	1

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度～ 令和11年度	○今後も継続して実施し、ニーズに対応していきます。

第6章 計画の推進及び評価体制

1 計画の推進体制

計画の推進にあたり、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら、子育て支援に取り組む必要があります。

関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制の充実に努めます。

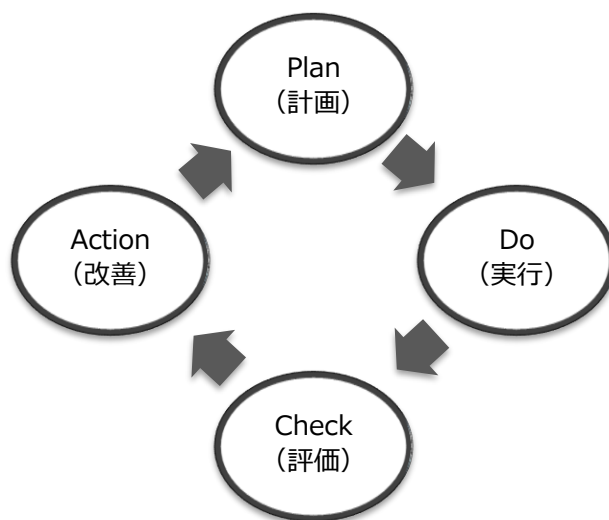
2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、関係者、関係団体へ向けて広報紙やホームページなどの広報媒体を活用します。

3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル『PDCAサイクル』に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、本計画の進行管理については、「牟岐町子ども・子育て会議」において、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実に図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



資料編

1 牟岐町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項及び子どもが健やかに育成される環境の整備に関する事項を審議するため、牟岐町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所管事務)

第2条 子育て会議の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、子ども・子育て支援に関し見識を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 子育て会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、子育て会議の会務を総括し、子育て会議を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、必要に応じ委員長が収集し、議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。



2 牟岐町子ども・子育て会議委員名簿

氏名	役職	備考
横尾 政明	牟岐町議会常任委員会 委員長	
福岡 久美子	牟岐町民生委員協議会 会長	
井上 正規	牟岐小学校PTA 会長	
柿本 千恵	牟岐保育園保護者会 会長	
今津 久仁	牟岐町教育委員会 教育長	
小林 留美子	牟岐町民生委員協議会 主任児童委員	
木村 千尋	牟岐町民生委員協議会 主任児童委員	
近藤 真奈	牟岐町保健師	
上野 美加	牟岐保育園 園長	
海部 孝治	牟岐町住民福祉課 課長	

牟岐町第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

【策定・発行】

牟岐町 住民福祉課

〒775-8570

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4

TEL : 0884-72-1111

FAX : 0884-72-2716